

## 措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 定期監査

部 局 名：福祉保健部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[障害福祉課]</p> <p>(1) 各種証明手数料について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 徴収事務が適正でないもの</p> <p style="padding-left: 4em;">大分市事務決裁規程の規定では、証明に関することは課長の専決事項とされている。</p> <p style="padding-left: 4em;">しかしながら、各種証明手数料の徴収事務において、決裁を受けずに証明書を交付し手数料を徴収しているものが見受けられた。</p> <p style="padding-left: 4em;">今後は、規程に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>[健康課]</p> <p>(1) 大分県の事務処理の特例に関する条例に基づく事務に係る手数料について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 歳入歳出外現金の受入れが決定されていないもの</p> <p style="padding-left: 4em;">大分市財務規則の規定では、歳入歳出外現金の受入れをしようとするときは、歳入歳出外現金等受入決議書により受入れを決定しなければならないとされている。</p> <p style="padding-left: 4em;">しかしながら、大分県の事務処理の特例に関する条例に基づき徴収を行うこととされている手数料について、歳入歳出外現金として指定金融機関に払い込まれていたものの、歳入歳出外現金等受入決議書により受入れを決定していなかった。</p> <p style="padding-left: 4em;">今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[障害福祉課]</p> <p style="padding-left: 2em;">ご指摘のありました各種証明手数料の徴収事務につきましては、大分市事務決裁規程に従い、決裁を受けて、証明書を交付することといたしました。</p> <p style="padding-left: 2em;">今後は、規程に従い、適正な事務処理を行います。</p> <p>[健康課]</p> <p style="padding-left: 2em;">ご指摘のありました歳入歳出外現金の受入れに係る事務処理については、手数料の徴収に伴い歳入歳出外現金等受入決議書を起票し、受入れを決定することといたしました。</p> <p style="padding-left: 2em;">今後は、規則に沿った適正な事務処理を行います。</p>	

## 措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 定期監査

部 局 名：土木建築部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[土木管理課]</p> <p>(1) 市道占用料について</p> <p>ア 占用許可事務が適正でないもの</p> <p>道路法の規定では、道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、占用許可申請の手続きがなされずに占用されていたものについて、占用料として徴収するため、占用開始日を遡って許可しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、法令に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>[土木管理課]</p> <p>(1)</p> <p>ア ご指摘のありました市道占用許可事務につきましては、占用開始日を遡った期間にかかる占用料相当額を適正な歳入科目である雑入に科目更正するとともに、使用者に対して事前に占用許可申請を行うよう周知徹底いたしました。</p> <p>今後は法令に従い、適正な事務処理に努めます。</p>	